

公立幼稚園のあり方について（方針）

平成29年9月

倉敷市教育委員会

1 総論 — 公立幼稚園の果たす役割

倉敷市では、全国的にまだ幼稚園が少なかった明治29年に現在の倉敷幼稚園の前身である倉敷尋常小学校附属幼稚園が開園されて以来、長きにわたって幼児教育の充実と発展に力を注いできた。公立幼稚園は、教育・文化を核としてまちづくりを進めてきた倉敷市において、教育研究と実践を積み重ねながら倉敷市の幼児教育を支え続けてきた教育機関といえる。

一方、近年の労働人口の変化や労働に関する価値観の変化などの様々な社会情勢の変化のもと、子育てについての保育ニーズが大きく変わってきていることや、公立幼稚園の園児数が年々減少している厳しい現状があり、公立幼稚園の果たす役割が問われている。さらに、平成27年度から施行されている子ども・子育て支援新制度の趣旨である「質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」、 「保育の量的拡大・確保」の必要性から公立幼稚園・公立保育園の機能の見直しが求められている。

こうした状況を踏まえ、公立幼稚園はこれまで行われてきた幼児教育のよさを残しつつ、就労している保護者等のニーズに応えるため、保育園や認定こども園で行われている延長保育に準じる預かり保育の一層の充実を図るとともに、倉敷市保健福祉局との連携を図りながら、公立幼稚園の施設や機能を有効に活用し、倉敷市の待機児童対策、子育て支援の役割を果たしていくこととする。

2 幼児教育・保育のあり方

(1) 幼児教育・保育にかかる基本方針

これまで行ってきた4時間の幼児教育に加えて、保育園同様に就労している保護者等のニーズに対応するため預かり保育の充実を図る。最終的に、預かり保育は全園で実施することとする。

また、これまで行ってきた通級指導教室をはじめとする特別支援教育拠点園の機能を生かし、倉敷市における就学前の特別支援教育にかかる中心的機関としての役割を果たす。

(2) 預かり保育の推進

① 教育時間と保育時間（預かり保育を行う時間）の確保（時間的な枠組）

- ・ 登園時間 8：30～ 8：50
- ・ 教育時間 8：50～14：00（水曜日は8：50～11：50）

- ・ 保育時間 (午前) 8:00～ 8:30
(午後) 14:00～18:00 (水曜日は11:50～18:00)
長期休業中は、8:00～18:00

② 預かり保育を行う教員と保育方法

- ・ 預かり保育は、幼稚園教諭（助教諭を含む）が行う。
- ・ 預かり保育実施園においては、シフトを組んで勤務の割振りを行う。
- ・ 預かり保育を利用する園児数により補助職員（非正規）の配置を別途検討する。

③ 保護者への周知と預かり保育利用の促進

- ・ 入所案内やホームページ、広報くらしき等を通じて、公立幼稚園における預かり保育について市民への周知を図り、預かり保育利用を促進する。
- ・ 倉敷市保健福祉局と連携しながら、入所調整の段階で可能な限り預かり保育実施園への入園を勧めていく。

(3) 業務のあり方

国が進めている働き方改革の趣旨を踏まえ、効率のよい事務処理を行っていくために、現在複数にわたっている指導計画等の様式を見直し、業務の簡素化を図り職員の事務負担軽減を図る。

(4) 研修のあり方

- ① 市の研究指定等（人権教育を含む）のあり方を見直す。（期間・内容の縮小や研究方法の工夫・改善等）
- ② 研究発表や研究成果が、認定こども園や保育園，私立幼稚園と共有できるようなシステムをつくり，倉敷市全体の幼児教育及び保育の質の向上に寄与する。
- ③ 研修内容によっては，研修方法を講義中心からOJT(On the Job Training)中心へと変換し，時間的負担軽減を図るとともに，具体的な実践場面を通じて組織的・計画的・継続的に指導を行うことで幼児教育の質の向上を図る。

(5) その他

① 保護者が利用する駐車場

- ・ 今後統合が進み，広域から通園が広がることを鑑み，倉敷市教育委員会と倉敷市保健福祉

局が公表している「公立幼稚園・公立保育園の適正配置計画」に基づき、長距離通園、預かり保育に対応できるよう、必要園に対して、駐車場の整備を行う。ただし、徒歩で通園できる園児は、従前通り徒歩通園を原則とする。

② 昼食提供の可能性についての検討

- ・ 今後は、公立幼稚園においても長時間の教育・保育が基本となることから、必要な保護者に対して、業者による昼食斡旋について検討する。

3 適正配置のあり方

(1) 適正配置の基本方針（統合の基準、適正園数等）

- ・ これまで公立幼稚園・公立保育園適正配置計画に示した統合基準（4・5歳児合わせた園児が、30人に満たない集団で3年以上継続し、以後3年間の推計でも園児数の大幅な増加が認められない場合は公立幼稚園の統合の検討又は公立幼稚園と公立保育園を統合した認定こども園へ移行を検討する。）を維持し、過去の統合との整合性を図ることを基本とする。
- ・ 基本的には、同地域の一番近い公立幼稚園へ統合することとする。
- ・ 適正園数を30園程度とする。

(2) 市民への説明のあり方

- ・ 統合基準にあたる、あるいは近い将来に該当の可能性のある地域に対しては、統合基準等の説明会を行うこととする。

(3) 適正配置過渡期の対応

① 施設活用のあり方

- ・ 適正配置過渡期（統合が進む間の期間）は、待機児童対策の観点から、公立幼稚園の余裕教室等の活用方法について、倉敷市保健福祉局と連携して公立幼稚園・公立保育園適正配置計画の中で検討する。

② 複式学級の基準

- ・ 適正配置過渡期については、集団の適正規模の確保と適切な職員配置を行うために、これまでの複式学級の基準（4・5歳合わせて18人以下を複式学級とする）を次のように改め

る。ただし、学級の園児の実態（特別な支援を必要とする園児数等）に応じて運用するものとする。

* 適正配置過渡期は、4・5歳合わせて25人以下を複式学級とする。

（担任は1名とし、園児の状況に応じて補助職員の配置を行う。）

（4）統合後の跡地活用（施設活用）のあり方

- ・ 跡地は、教育・保育施設を含めて市内での利活用を検討する。利活用する用途がない場合は、売却を含めて処分を検討する。

4 教育委員会事務局の役割

（1）職員配置のあり方の検討

- ・ 預かり保育専任員、特別支援教育支援員、生活支援員、3歳児サポーター等、多岐にわたるこれまでの職員配置を見直し、必要な職員配置のあり方を検討する。

（支援が必要な園児への補助、簡易な事務処理等、園の実態に応じた補助職員の配置を検討する。）

- ・ 統合を進めていくなかで、園児数により職員の配置を別途検討する。

（2）幼稚園教育にかかる指導手引きの作成

- ・ 教職員の指導力向上を図るために、基本的な指導の流れや指導内容、留意点等をまとめた幼稚園教育にかかる指導手引きを作成する。

（3）公立幼稚園・教育委員会関係各課の連携

- ・ 公立幼稚園・教育委員会関係各課がお互いに緊密に連携し、情報共有を図ることで、無駄のない効率的な連絡体制のもとで円滑な園運営が行われるようにする。

（4）倉敷市保健福祉局との連携

- ・ 3歳児保育や預かり保育充実の効果を高め、待機児童対策が有効に図られるよう、今後も倉敷市保健福祉局との連携を密にしながら、「公立幼稚園のあり方について（方針）」を強力に推進していく。

<資料>

・関係法令等の抜粋

教育基本法 平成十八年十二月二十日法律第二十号

第一章 教育の実施に関する基本

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育の受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行わなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図らなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

学校教育法 昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号

第一章 総則

(学校の範囲)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(幼稚園の設置廃止等の届出)

第二条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第三章 幼稚園

(幼稚園の目的)

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(幼児教育の目標)

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基礎的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽，身体による表現，造形等に親しむことを通じて，豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(家庭・地域への教育支援)

第二十四条 幼稚園においては，第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか，幼児期の教育に関する各般の問題につき，保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うなど，家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

(教育課程等の保育内容)

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は，第二十二条及び二十三条の規定に従い，文部科学大臣が定める。

(入園資格)

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は，満三歳から，小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(幼稚園職員の配置と職務)

第二十七条 幼稚園には，園長，教頭及び教諭を置かなければならない。

② 幼稚園には，前項の規定するもののほか，副園長，主幹教諭，指導教諭，養護教諭，栄養教諭，事務職員，養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず，副園長を置くときその他別の事情のあるときは，教頭を置かないことができる。

④ 園長は，園務をつかさどり，所属職員を監督する。

⑤ 副園長は，園長を助け，命を受けて園務をつかさどる。

⑥ 教頭は，園長（副園長を置く幼稚園にあつては，園長及び副園長）を助け，園務を整理し，及び必要に応じ幼児の教育をつかさどる。

⑦ 主幹教諭は，園長（副園長を置く幼稚園にあつては，園長及び副園長）及び教頭を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに幼児の保育をつかさどる。

⑧ 指導教諭は，幼児の教育をつかさどり，並びに教諭その他の職員に対して，保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

⑨ 教諭は，幼児の保育をつかさどる。

⑩ 特別の事情があるときは，第一項の規定にかかわらず，教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑪ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは，第七項の規定にかかわらず，園長（副園長を置く幼稚園にあつては，園長及び副園長）及び教頭を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校においては，次項各号のいずれかに該当する幼児，児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対し，文部科学大臣の定めるところにより，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授かることを目的とする。

学校教育法施行規則 昭和三十二年五月二十三日文部科学省令第十一号

第三章 幼稚園

(設置基準)

第三十六条 幼稚園の設備，編制その他設置に関する事項は，この章に定めるもののほか，幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の定めるところによる。

(教育週数)

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

(教育課程の基準)

第三十八条 幼稚園の教育課程その他保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程については、この章で定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

幼稚園設置基準 昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十二号

第二章 編制

(一学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

(学級の編制)

第四条 学級は、学年の初めの日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

(教職員)

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級に少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭を兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を置くことができる。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一 当該幼稚園と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第三項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所等（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合。

2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該

幼稚園に在籍しない者であって各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

倉敷市立幼稚園条例 昭和42年2月1日 条例第35条

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項および学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定に基づき、本市に幼稚園を設置する。

(預かり保育の実施)

第8条 幼稚園において、教育課程に係る教育時間以外の時間に保護者の就労その他家庭の状況により保育が必要と認められる園児を対象に行う教育活動(以下「預かり保育」という。)を実施するものとする。

2 預かり保育を実施する幼稚園は、教育委員会規則で定める。

倉敷市幼稚園園則 昭和42年2月1日 教育委員会規則第15号

第2条 幼稚園の1学級の幼児数は、原則として次のとおりとする。

(1) 4歳児 30人以下

(2) 5歳児 35人以下

2 前項に規定する場合のほか、倉敷市立幼稚園に3歳児保育を行うための園(以下「実施園」という。)を置くことができるものとし、実施園の1学級の幼児数は、原則として20人以下とする。ただし、倉敷市立川辺幼稚園、倉敷市立岡田幼稚園、倉敷市立菌幼稚園、倉敷市立二万幼稚園、倉敷市立箭田幼稚園及び倉敷市立呉妹幼稚園においては、原則として25人以下とする。

第8条 幼稚園の1日の教育時間は4時間を標準とし、年間教育週数は、39週以上とする。

第18条 預かり保育の対象となる幼児は、別表第3に掲げる幼稚園の在園児であって、その保護者が次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、園長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 就労又は就学をしていること。

(2) 定期的に通院又は家族の看護若しくは介護をしていること。

第19条 預かり保育の実施日は、次の掲げる日を除き、月曜日から金曜日までとする。ただし、園長は、気象情報の発令等により預かり保育を実施しないことができる。

(1) 第6条第1項第1号に掲げる休日、同項第4号に掲げる夏季休業日(8月13日から同月15日までに限る。)、同項第5号に掲げる冬季休業日(12月29日から翌年1月3日までに限る。)

(2) 第6条第3項の規定による休業日

2 預かり保育の実施時間は、午前8時から午前8時30分まで及び教育課程に係る教育時間の終了時から午後6時までとする。ただし、第6条第1項第3号から第6号に掲げる休業日にあつては、午前8時から午後6時までとする。

・倉敷市立幼稚園教育研究協議会答申（平成22年9月3日）

「倉敷市立幼稚園の今後の在り方について」（答申）【抜粋】

3 「倉敷市立幼稚園における適正配置」に関する基本方針

(2) 今後の方向性

イ 適正配置

○ 適正規模

1 幼稚園の集団規模としては少なくとも4・5歳児合わせた数が30人以上の園児が必要と思われる。

○ 統廃合の基準

適正配置を進めていく上で、次のような統廃合の基準を定める。

- | |
|---|
| <p>① 4・5歳児を合わせた園児が、30人に満たない集団で3年以上継続し、以後3年間の推計でも園児数の大幅な増加が見込めない場合は近隣の園と統合する。</p> <p>② 今後、前項の基準に該当した園も統合の対象とする。</p> <p>③ 幼児指導教室設置園が①の基準に該当した場合については、特別支援教育を推進する立場から十分検討の上、対応する必要がある。</p> |
|---|